

令和8年第2回千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度対象事業の 募集を開始します！

千葉市では、地域経済活性化および夜間におけるにぎわいの創出を目的として、千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度により、民間事業者が実施する事業を支援しています。

このたび、3月6日（金）から令和8年第2回千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度対象事業の募集を開始しますので、お知らせします。

1 募集テーマ

夜の千葉市のまちめぐりコンテンツの創出

2 募集期間

(1) プレエントリー（事前申請）

令和8年3月6日（金）～4月6日（月）

※申請手続き（本申請）を行うには、プレエントリーが必要です。

(2) 申請手続き（本申請）

令和8年3月9日（月）～5月1日（金）



令和8年第1回支援事業「GREEN SCREEN」

3 支援内容（詳細は別添「募集要項」参照）

(1) 事業費補助

ア 新規の支援対象事業

補助対象経費の1/2以内、上限500万円

イ 前年度支援事業（令和7年度支援事業）

補助対象経費の1/2以内、上限300万円

(2) 関係者の調整

事業実施場所が公共施設となる場合は、関係者との調整を支援します。

(3) プロモーション支援

支援対象事業は市が後援するほか、市の広報媒体等でのプロモーションを行います。

4 支援対象事業の主な要件（詳細は別添「募集要項」参照）

(1) 支援対象事業の周辺エリア等の回遊を促進するため、支援対象事業の実施中または実施後において、開催地および周辺地域に、消費およびにぎわいを創出する工夫がなされていること。

(2) 事業の主たる実施時間帯が、日没から日の出までの時間帯であること（日没前から開始するコンテンツも可能）。

- (3) 令和8年7月1日から令和9年1月31日までに完了する事業であること。
- (4) 千葉市から補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。
- (5) 店舗等での通常の営業等ではなく、新規の事業であること、または過去に開催した
ことのある事業にあっては、前回からの改善または拡充をしていること。

5 対象者

法人（会社、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、商店街振興組合、特定非営利活動法人など、その他法律に基づいて設立される法人）

6 審査（詳細は別添「審査要領」参照）

補助申請額により審査方法が異なります。

(1) 審査方法

ア 補助申請額100万円以上の事業

応募者ごとに時間を指定し、プレゼンテーション（10分程度）および質疑応答（15分程度）により、審査します。

イ 補助申請額100万円未満の事業

書類審査を行います。

(2) 結果通知

令和8年6月中旬（予定）

7 応募方法・申請先（詳細は別添「募集要項」参照）

提出書類に必要事項を記入の上、経済農政局経済部観光プロモーション課（市役所高層棟7階）まで原本を持参してください。